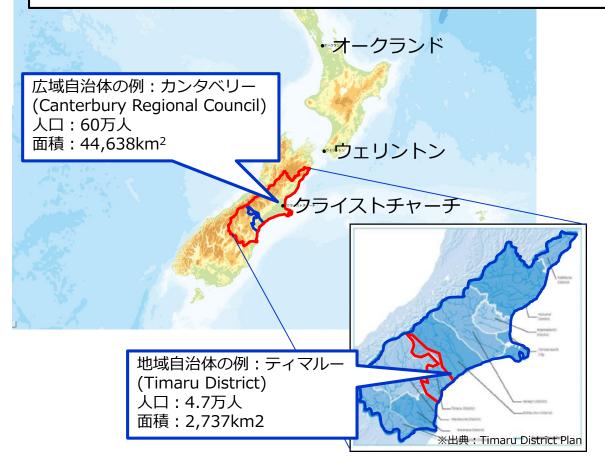
ご意見・論点に関する補足資料②

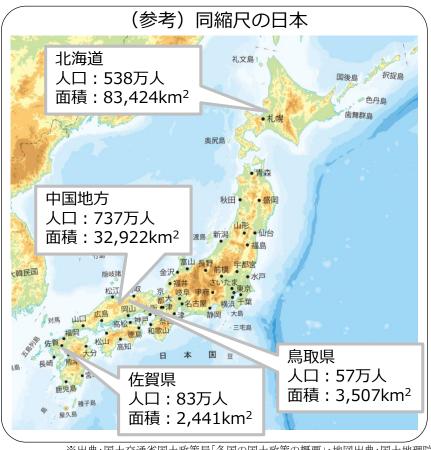
(ニュージーランドにおける資源管理に関する計画について)

平成29年12月7日



- 面積約27.5万km²、人口約469万人。(人口密度は日本の約20分の1)
- イギリス女王を国家元首とする立憲君主制であり、議院内閣制を採用。
- 地方制度は、11の広域自治体(regional council)と61の地域自治体(territorial authority)、6つの統合自治体(unitary authority)から構成。
- 広域自治体の権限は必ずしも大きくない。規制機関的性格が強く、水、大気、土壌保全、沿岸環境、汚染、自然 災害対応などの役割が主である。広域自治体議員(Regional Councilor)は公選され、互選で議長が選ばれる。
- 一方、地域自治体の権限は広く、土地利用、宅地開発、都市施設、公衆衛生・治安規制などが含まれる。地域自治体の首長(Mayor)と自治体議会の議員は、直接選挙で選ばれる。





※出典:国土交通省国土政策局「各国の国土政策の概要」・地図出典:国土地理院

ニュージーランドの国土・地域整備に係る計画・政策について

- ニュージーランドの都市計画制度は、1991年資源管理法、2002年地方自治法、2003年陸上交通管理法に規定された、以下の様々な計画文書で構成されている。(国全域を対象にした総合的な国土計画はない。) ※オークランド市に関しては、2012年3月にニュージーランドにおける最初の空間計画であり、財政計画と連動した計画である「オークランド計画」を策定。
- 各広域自治体には、「地域経済開発戦略」(Regional Economic Development Strategy)を作成することが 奨励されている。
- 総合的な計画としての性質を有する「地域方針文書」及び「地区計画」についてレビューを実施。

文書作成主体 規定する法令	国	広域自治体 (regional council)	地域自治体 (territorial authority)
1991年資源管理法 (Resource Management Act: RMA)	国家環境基準(National environmental standards)国家方針文書(National policy statements)	 ・地域方針文書(Regional Policy Statement)資源管理の関連から作成) ・地域計画(環境管理(海岸、自然災害、大気・水・土壌の質等)の観点から作成) 	 ・地区計画(District plans:土地利用、宅地開発、騒音の管理の観点から作成) ・RMA(資源管理法)複合文書
2002年地方自治法		•長期自治体コミュニティ計 •年次計画	画
2013年陸上交通管理法	・国家陸上交通戦略・政府方針文書・国家陸上交通プログラム	地域陸上交通戦略地域陸上交通プログラム	

- ニュージーランド政府は、1980年代の労働党政権下で、新自由主義的な改革を指向。
- 具体的には①公共事業省の解体、環境省・保全局の設置による政府機関機能の明確化(資源管理行政の環境省への移管)、②環境・資源管理(土地利用も含む)の地方自治体への移管、③都市計画・農村計画・水資源計画などの機能の資源管理法への一本化等を実施。(改革方針は最終的には国民党も継承)

政権政党 政権の主な方針

具体的な政策及びその概要

国民党 労働党 Lábour -大規模開発 Muldoon-1984 Lange\ 行財政改革 1989 Palmer Moore 1990 改革方針を Bolger-継承 1997_{Shipley} 1999 Clark

Think Big (1970s): 大規模公共事業による景気刺激策

中央省庁再編(1986): 公共事業省解体、環境省及び保全局設置

⇒政府機関の機能の明確化

地方自治法改正(1989): 地方自治体への資源管理権限の委譲

⇒環境・資源管理の地方自治体への移管

資源管理法改正(1991): 併せて都市農村計画法、水資源・土

壌保全法、大気保護法など廃止

⇒これらの機能の資源管理法への

一本化

通底する改革方針 組織・法律を 単機能化して、 異なる機能を担う 矛盾を避け、 効率化を図る

○ 1991年資源管理法の概要

2008

- 対象とする「資源」は土地・水・大気・土壌・鉱物・エネルギー・すべての形態の動植物を含む
- 広域自治体と地域自治体の役割分担を明確化(環境、沿岸、交通、河川、公害規制、有害動植物等は広域自治体、 土地利用ゾーニング、建築、保険・福祉、廃棄物、公園・道路等は地域自治体)
- 資源に影響を与える行為を、資源ごとに①許容②管理③制限付き裁量④裁量⑤非適合⑥禁止 の6段階に分類・ 定義し、段階に応じた自治体の関与(許可・禁止等)を定めた資源利用承認制度(Resource Consent)を導入 (自治体は承認手続にあたり、公聴会等の住民意見の聴取を義務づけることができる)

- 「カンタベリー地域方針文書」では、15分野に係る45の目標を設定し、関連する99の施策を記載。
- 土地利用、水資源、エネルギー等、包括的な計画となっている一方、目標設定は定性的。
- 空間計画としての機能は低く、沿岸管理等限定的。



クライストチャーチ周辺の沿岸災害ハザードマップ整備状況(目次) ※Canterbury Regional Policy Statementより抜粋

策定主体:地域委員会(Regional Council*)

※地域(Region)の運営を行う委員会。カンタベリーの場合選挙によって選ばれた14名の 委員により構成。

策定年:2013年(最終改定・2017年)

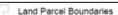
記載内容:

○土地利用・インフラ計画、震災復興、水資源、沿岸環境、生態系、河川・湖沼環境、自然災害、景観、歴史文化遺産、大気環境、土砂管理、エネルギー、土壌汚染、有害物質、廃棄物管理の15項目について、それぞれ現状・課題・定性的目標を整理し、関連する施策を、想定される環境影響とともに列挙(計45の目標を設定し、99の施策を記載)

※このほか、マオリ族と資源管理の関係についても記載

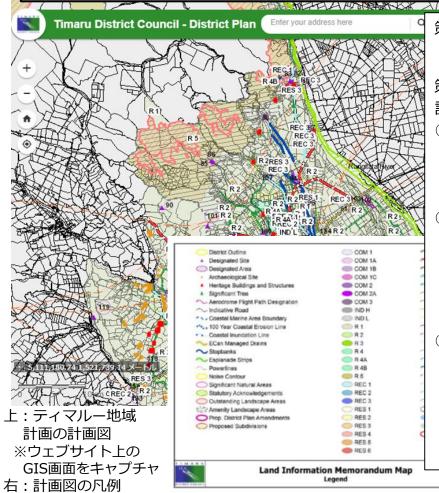
たとえば、土地利用・インフラ計画に関しては、

- ① ①地域開発(経済・環境・景観等)の方向性、②総合的な土地利用の推進、③安全で効率的な交通網の整備の3つの目標に関し定性的な方針を記載
- ○その上で、地域委員会、地区自治体(Territorial Authorities)、基礎自治体(Local Authorities)の各主体ごとに関連する施策の概要を列記。





- 「ティマルー地区計画」では、13分野に係る21の目標を設定し、関連する83の施策を記載。
- 土地利用、エネルギー等、地域方針文書と同様の項目もある一方、道路、行政サービス(水道等)など生活に密 着した施策について多く記載。(目標設定は地域方針文書と同様に定性的)
- 土地をゾーニングし、土地分類ごとに資源に影響を与える行為に対する承認(Consent)基準を明記。併せて、 全ての土地に共通する分野ごと(行為の種類ごと)の基準も記載。
- GIS・図面による空間計画を併記しており、包括的な空間計画図を提供。



策定主体:地区委員会(District Council*)

※同国に設置されたおおむね「県」に相当する地区(District)の運営を行う委員会。ティ マルーの場合選挙によって選ばれた市長及び8名の委員により構成。

策定年:2005年(最終改定・2017年)

記載内容:

- ○十地管理、自然環境、淡水資源、自然災害、廃棄物管理、大気環境、エネル ギー、道路、インフラとサービス、文化遺産、植栽、騒音、コミュニティ 空間の13項目について、それぞれ現状・課題・定性的目標、施策、環境 影響、モニタリング手法を列挙
- 十地を5分類(郊外・住居・商業・T業・レクリエーション)・21地区 (高密度・低密度等) にゾーニングし、資源に影響を与える行為に対する 承認(Consent)基準を明記。
- ・ 例えば郊外の住宅地(Residential 1)については、教育施設の増築は「管理 (Controlled): 届出が必要」、病院の建築は「裁量(Discretionary): 許可が必 要」に分類、等。
- ○併せて、土地利用、分筆、沿岸環境、水域・空地、道路、交通、駐車、有 害物質、仮設物、公共事業、文化遺産、保存樹木、住居の移動、広告・看 板、自然災害、盛十、景観、水上活動、騒音、自然環境の21項目につい て、全ゾーン共通の分野ごとの承認基準を明記。
- ・ 例えば、分筆については、文化財を含む土地の分筆は「裁量」、空港周辺の騒音地域 における分筆は「不適合:原則禁止」、等。

※出典:ティマルー地区計画